



熊本県公報

第11987号

平成23年2月25日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課)	1
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	(障害者支援総室)	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○熊本県景観計画の変更	(都市計画課)	4
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	(障害者支援総室)	4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	(〃)	5
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定	(道路保全課)	5
○道路の区域変更	(〃)	5
○道路の区域変更	(〃)	5
○道路の区域変更	(〃)	6
○道路の供用開始	(〃)	6
○道路の供用開始	(〃)	6
○道路の供用開始	(〃)	7
○熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出す る物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正	(都市計画課)	7
公 告		
○荒尾都市計画下水道の変更(荒尾市決定)	(都市計画課)	7
○電子計算機用データ入力業務委託(給与部門)	(情報企画課)	8
○電子計算機用データ入力業務委託(総務・衛生・その他部門)	(〃)	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	12
○換地処分	(農村整備課)	12
○平成23年度経営事項審査の実施	(監理課)	12
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	16
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	16
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	16
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	16
登 載 依 頼		
○熊本県環境審議会水保全部会の開催	(水環境課)	17
○熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正す る規則	(人事委員会)	17

告 示

熊本県告示第197号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
ふくむら整骨院	福村 勇太	八代市築添町1594番地1	平成23年2月7日

熊本県告示第198号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
ケアラウンジG A L A 水俣市浜町2丁目2番1	医療法人寺崎会 水俣市浜町1丁目2番30号 寺崎 博	平成23年1月1日	4310700127	居宅介護・重度訪問介護

熊本県告示第199号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
けあらーず薬園 指定訪問介護事業所 熊本市薬園町12番5号 ライフサポート マンション薬園1階	株式会社セラム 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目26番23号 玉置 正樹	平成23年3月1日	4310101078	居宅介護・重度訪問介護
けあらーず水前寺 指定訪問介護事業所 熊本市水前寺5丁目18番13号 フレール水前寺1階	株式会社セラム 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目26番23号 玉置 正樹	平成23年3月1日	4310101086	居宅介護・重度訪問介護

熊本県告示第200号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡球磨村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
球磨村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡球磨村（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

球磨村（次の図に示す部分に限る。）

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
地域密着型介護老人福祉施設錦寿 豊苑 球磨郡錦町大字一武字原田川12 34番地	社会福祉法人豊心の里	平成23年2月16日

熊本県告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
地域密着型介護老人福祉施設錦寿 豊苑 球磨郡錦町大字一武字原田川12 34番地	社会福祉法人豊心の里	平成23年2月16日

熊本県告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスきおう 宇城市不知火町高良1961番地 2	株式会社きおう	平成23年2月20日

熊本県告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスきおう 宇城市不知火町高良1961番地 2	株式会社きおう	平成23年2月20日

熊本県告示第207号

熊本県景観計画（平成20年1月18日熊本県告示第36号）を変更したので、景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 効力の発生する日
平成23年2月26日
- 2 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第208号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
介護センターあやとり 熊本市渡鹿六丁目7 番54号	株式会社あやとり 熊本市渡鹿六丁目 7番54号 上田涼子	平成23年 2月1日	4310100898	居宅介護・ 重度訪問介護

熊本県告示第209号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人グリーンコープ 社会福祉法人グリーンコープふくし サービスセンター なないろ 居宅介護、重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市水前寺3丁目31-21	熊本市水前寺3丁目43番31	平成23年2月1日

熊本県告示第210号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	219号	八代市坂本町川嶽字破木48番5地先から 同市坂本町中津道字小河原593番地先まで

2 指定する期日 平成23年4月1日

熊本県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年2月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	熊本市植木町清水字百手 4507番5地先から 同所 4507番15地先まで	前	11.8 ～ 17.7	92.0	道路法 第24 条工事 (広域 農道取付に伴 う右折 レーン 設置)
			後	14.4 ～ 30.1	92.0	

2 区域を変更する期日 平成23年2月25日

熊本県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年2月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧停車場線	阿蘇市乙姫字東無田上 353番1地先から 同市狩尾字上甲賀 611番1地先まで	前	6.5 ～ 8.5	220.0	道路法 第24条工事 (右折 レーン 設置)
			後	7.0 ～ 23.5	220.0	

2 区域を変更する期日 平成23年2月25日

熊本県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年2月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字日 ノ坂 3372番4地先から 同町大字滝尾字堅津山 3358番5地先まで	前	3.9 ～ 7.5	328.5	活力基盤防災 (法面 保護)
			後	5.2 ～ 32.2	328.5	

2 区域を変更する期日 平成23年2月25日

熊本県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年2月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡五和線	天草市五和町城河原一丁目字村木 34番1地先から 同所 12番3地先まで	155.0	活力基盤改築 (改築 に伴う
一般県道	坂瀬川御領線	天草市五和町城河原一丁目字村木 9番2地先から 同所 12番19地先まで	61.2	拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年2月25日

熊本県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年2月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻字仏ノ辻 1211番地先から 同所 1212番1地先まで	109.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年2月25日

熊本県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年2月25日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	324号	天草郡苓北町坂瀬川字松原 3765番2地先から 同町坂瀬川字和田 744番3地先まで	160.0	活力基盤改築 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町中田字芥子木場 1339番2地先から 同所 1339番2地先まで	36.0	災害復旧（法面保護）

2 供用を開始する期日 平成23年2月28日

熊本県告示第217号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成23年2月26日から施行する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

3項の表3の5の項中「県道玉名停車場立願寺線との交点（玉名市立願寺地内）」を「現道との交点（玉名市岱明町開田地内）」に改める。

3項の表21の6の項の次に次のように加える。

21の 6の2	県道大牟 田南関線 (バイパ ス)	第三種 禁止地 域	現道との交点(南 関町関下地内)	県道南関大牟田 北線との交点(南 関町関外目地 内)	路端から1 00メート ル以内	南関町
------------	----------------------------	-----------------	---------------------	-------------------------------------	-----------------------	-----

3項の表21の14の項の次に次のように加える。

21の 14の 2	県道玉名 山鹿線	第三種 禁止地 域	国道208号(玉 名バイパス) との交点(玉名 市両迫間地内)	玉杵名大橋(玉 名市上小田地内)	路端から1 00メート ル以内	玉名市
-----------------	-------------	-----------------	--	---------------------	-----------------------	-----

公 告

熊本県公告第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供

する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

荒尾都市計画下水道（荒尾公共下水道）

2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第89号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
電子計算機用データ入力業務（給与部門）
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目情報処理業務に登録された者であること。
 - なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成23年2月1日現在において、委託業務と同種の営業を2年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に必要な機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 - ア 熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日に、1日2回（午前11時及び午後4時）5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
 - イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、隨時に5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成23年2月25日（金）から平成23年3月4日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成23年2月25日（金）から平成23年3月11日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

5に記載のとおり

(3) 提出方法

5に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県企画振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館9階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2146

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成23年2月25日（金）から平成23年3月11日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

5に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成23年3月7日（月） 午後2時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年3月15日（火） 午後2時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内

(5) 入札書の提出方法

6の（4）に記載の日時及び場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成23年3月14日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

免除

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

札 ク 2以上の意思表示をした入札

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(5) 最低制限価格

無

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

- 要
 イ 契約の締結期限
 　落札者決定の日から14日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 　落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
 イ 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことと証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第90号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
 電子計算機用データ入力業務（総務・衛生・その他部門）
 (2) 委託業務の内容
 入札説明書及び仕様書のとおり
 (3) 委託期間
 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
 (4) 入札方法
 ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目情報処理業務に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成23年2月1日現在において、委託業務と同種の営業を2年以上営んでいること。

- (6) 電子計算機用データ入力に必要な機械及び設備を備えていること。
- (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
 ア 熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日に、1日2回（午前11時及び午後4時）5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
 イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注及び納品をすることができる。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である

- 旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成23年2月25日(金)から平成23年3月4日(金)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成23年2月25日(金)から平成23年3月11日(金)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県企画振興部情報企画課システム班(熊本県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2146
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成23年2月25日(金)から平成23年3月11日(金)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成23年3月7日(月) 午後2時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成23年3月15日(火) 午後2時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
- (5) 入札書の提出方法
6の(4)に記載の日時及び場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成23年3月14日(月)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ク 2以上の意思表示をした入札
ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札
 (4) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(5) 最低制限価格

無

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市御代志字松ノ本1665番47の一部
371.98平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

菊池市四町分1442番地
渡邊 康雄

熊本県公告第92号

県営水俣・芦北地区（岩井口工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第93号

平成23年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による建設業許可を受けた建設業者

2 申請の対象となる決算日等（以下「審査基準日」という。）

平成22年10月1日から平成23年9月30日まで

- 3 審査日及び審査場所等
「経営事項審査日程表」のとおり
- 4 審査日の予約
(1) 予約先
主たる営業所がある地域を所管する地域振興局又は熊本土木事務所
(2) 予約の期限
平成23年11月30日
(3) 予約の方法
予約を行う審査日は経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は法第11条第2項の規定による変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。
ただし、審査基準日が平成23年8月1日から平成23年9月30日までの者にあっては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成23年11月1日から平成23年11月30日までの間に予約することができる。
日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成24年1月13日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす者とする。
ア 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成24年1月12日までに経営事項審査を受審しなかった者
イ 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成23年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者
ウ 民事再生法等の手続中の者
- 5 申請の方法
経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。
- 6 審査日に持参する書類
(1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）
(2) 経営事項審査添付書類
(3) その他別に定める書類
- 7 経営事項審査の手数料及び納付方法
(1) 手数料
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額
(2) 納付方法
経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。
- 8 経営事項審査の結果通知
経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。
- 9 問い合わせ先
熊本県土木部監理課建設業班
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

経営事項審査日程表

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
熊 本	10月決算法人	4	19(火)		午前9時から 熊本県庁本館 802会議室
	11月決算法人	4	20(水)		
	個人、12月決算法人	5	16(月)、25(水)		
		6	1(水)、14(火)		
	1月決算法人	6	15(水)		
	2月決算法人	6	27(月)		
	3月決算法人	7	12(火)、13(水)、21(木)、22(金)		
	4月決算法人	8	22(月)、23(火)		
	5月決算法人	9	13(火)、26(月)、27(火)		
	6月決算法人	10	11(火)、12(水)、24(月)、25(火)		
	7月決算法人	11	14(月)、15(火)		

宇城	8月決算法人	11	21(月)、22(火)、28(月)	午前9時から 宇城建設会館
		12	1(木)	
	9月決算法人	12	20(火)、21(水)、22(木)	
		1	11(水)、12(木)	
	10~11月決算法人	4	14(木)	
	個人、12月決算法人	5	17(火)	
		6	22(水) ※6月22日は1月決算法人が優先。個人、 12月決算法人は、5月17日が全部予約 されてから予約すること。	
	1月決算法人	6	22(水)	
	2~3月決算法人	7	20(水)	
	4月決算法人	8	17(水)	
玉名	5月決算法人	9	14(水)	午前9時から 玉名建設会館
	6月決算法人	10	19(水)	
	7月決算法人	11	8(火)	
	8月決算法人	11	17(木)	
	9月決算法人	12	7(水)	
	10~11月決算法人	4	7(木)	
	個人、12月決算法人	5	11(水)	
		6	8(水) ※6月8日は1月決算法人が優先。個人、 12月決算法人は、5月11日が全部予約 されてから予約すること。	
	1月決算法人	6	8(水)	
	2~3月決算法人	7	6(水)	
鹿本 菊池	4月決算法人	8	24(水)	午前9時から 鹿本建設会館 菊池建設会館 鹿本建設会館 菊池建設会館 鹿本建設会館 菊池建設会館
	5月決算法人	9	8(木)	
	6月決算法人	10	13(木)	
	7月決算法人	11	1(火)	
	8月決算法人	11	18(金)	
	9月決算法人	12	8(木)	
	10~11月決算法人	4	21(木)	
	個人、12月決算法人	5	19(木)	
		6	2(木)、16(木) ※6月16日は1月決算法人が優先。個人、 12月決算法人は、5月19日、6月2日が全部 予約されてから予約すること。	
	1月決算法人	6	16(木)	
	2~3月決算法人	7	14(木)	
	4月決算法人	8	18(木)	
	5月決算法人	9	15(木)	
	6月決算法人	10	6(木)、18(火)	
	7月決算法人	11	10(木)	
	8月決算法人	12	6(火)	
	9月決算法人	12	13(火)、19(月)	
	10~11月決算法人	4	12(火)	
	個人、12月決算法人	5	24(火)	
		6	23(木) ※6月23日は1月決算法人が優先。個人、 12月決算法人は、5月24日が全部予約 されてから予約すること。	
	1月決算法人	6	23(木)	

阿蘇	2～3月決算法人	7	7(木)	午前9時から	阿蘇建設会館
	4月決算法人	8	25(木)		
	5月決算法人	9	9(金)		
	6月決算法人	10	4(火)		
	7月決算法人	11	9(水)		
	8～9月決算法人	12	12(月)		
上益城	10～11月決算法人	4	13(水)	午前9時から	矢部建設会館
	個人、12月決算法人	5	10(火)		
		6	7(火) ※6月7日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月10日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	7(火)		
	2～3月決算法人	7	5(火)		
	4～5月決算法人	9	7(水)		
	6月決算法人	10	5(水)		
	7～8月決算法人	11	16(水)		
	9月決算法人	12	15(木)		
	10～11月決算法人	4	22(金)		
八代	個人、12月決算法人	5	20(金)	午前9時から	八代建設会館
		6	3(金)、24(金) ※6月24日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月20日、6月3日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	24(金)		
	2～3月決算法人	7	15(金)		
	4月決算法人	8	26(金)		
	5月決算法人	9	16(金)		
	6月決算法人	10	7(金)		
	7月決算法人	11	2(水)		
	8月決算法人	11	24(木)		
	9月決算法人	12	14(水)		
芦北球磨	10～11月決算法人	4	15(金)	午前9時から	人吉建設会館
	個人、12～1月決算法人	6	9(木)、10(金)		
	2～3月決算法人	7	1(金)		
	4～5月決算法人	9	1(木)、2(金) ※9月1日、2日の予約をする際は原則として4月決算法人が1日、5月決算法人が2日に予約すること。		
	6月決算法人	10	20(木)、21(金)		
	7月決算法人	11	4(金)		
	8月決算法人	11	25(金)		
	9月決算法人	12	16(金)		
	10～11月決算法人	4	8(金)		
天草	個人、12月決算法人	5	12(木)、13(金)、26(木)、27(金)	午前10時から ※5/13、5/27 9/22は午前9時から	天草建設会館
		6	17(金) ※6月17日は1月決算法人優先。個人、12月決算法人は、5月12日、13日、26日、27日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	17(金)		
	2～3月決算法人	7	8(金)		
	4月決算法人	8	19(金)		
	5月決算法人	9	21(水)、22(木)		
	6月決算法人	10	14(金)		

	7月決算法人	11	11(金)	午前10時から 熊本県庁本館 802会議室
	8月決算法人	12	2(金)	
	9月決算法人	12	9(金)	
大臣	10~12月決算法人	4	18(月)	
	1~2月決算法人	6	21(火)	
	3月決算法人	7	25(月)、26(火)	
	4月決算法人	8	29(月)	
	5月決算法人	9	28(水)	
	6~7月決算法人	10	26(水)、27(木)	
	8月決算法人	11	29(火)	
	9月決算法人	12	5(月)	
予備日	受審要件を満たす者	平成24年	3 2(金)	午前10時から 熊本県庁本館 802会議室

熊本県公告第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字芝原5385番3
313.42平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市野々島4393番地118
山下智

熊本県公告第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字除ノ上1611番1
569.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市泗水町豊水3503番地10
有限会社 熊日菊池西部販売センター御代志店

熊本県公告第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字拾八町2221番1
3,139.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市京塚本町48番34号
株式会社 環境都市開発

熊本県公告第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字八丁谷1828番61及び同1828番62
2000.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

登載依頼**熊本県環境審議会水保全部会公告第1号**

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年2月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開催日時
平成23年3月1日（火）
午前9時30分から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議題
平成23年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
緑川ダム貯水池における全窒素に係る環境基準の暫定目標の取扱いについて
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手續は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会水保全部会事務局（熊本県環境生活部水環境課水質保全班）
(電話096-333-2271)

熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月25日

熊本県人事委員会委員長 北川 正

熊本県人事委員会規則第6号

熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則（平成22年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。